

議会案第1号

白河市議会委員会条例の一部を改正する条例

白河市議会委員会条例（平成17年白河市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「疾病、配偶者の出産補助その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定め」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月15日提出

理 由

議員の委員会欠席事由として育児や介護等を追加し、産前・産後の欠席することができる期間を定めるため所要の改正を行うものです。